



「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」 骨子案について

2026年 7 月
環境再生・資源循環局 資源循環課



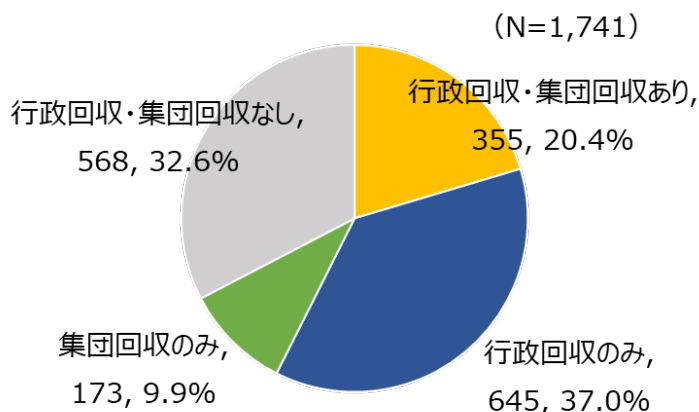
- 1. 策定の背景と目的、ご議論・ご意見いただきたい点**
- 2. ガイドラインの目次（案）**
- 3. 各章・各項における論点**

1. 策定の背景と目的、 ご議論・ご意見いただきたい点

ガイドラインの策定の背景と方針（現時点の想定）

- 「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」における「国のアクション」の一つとして、衣類等の行政回収ガイドラインを策定する旨を記載。令和8年度中に自治体・故繊維事業者等へのヒアリングを実施し、その調査結果も活用して、年度内に策定を予定する。
- 策定後、内容について情報発信するとともに、着実な地域実装に向けては、「市町村の一般廃棄物処理事業3R化に関するガイドライン※1」に組み込むなど、**自治体のごみ処理基本計画の検討につなげることが重要**である。
- 本ガイドラインの想定読者は**行政回収を実施している自治体、実施していない自治体のいずれも含む全自治体（都道府県、市区町村）**、及び**自治体の関係主体（使用済衣類回収において自治体と連携する主体）**として、以下に示す方向性の参考となるような内容としたい。
 - ✓ 自治体ができる衣類回収の取組は、「行政回収・集団回収」「民間回収との連携」※2のいずれかの方向性がある。
 - ✓ 行政回収・集団回収のいずれも実施していない568市区町村（32.6%）においては、**地域の実情にあわせていずれかの方法で回収を開始**することを検討いただきたい。
 - ✓ 行政回収・集団回収のいずれかを実施している1,173市区町村（67.4%）においては、回収量の増加、適正かつ効果的なリユース・リサイクルの実施に向けて、**既に実施している回収を見直す、または他の回収方法も組み合わせて、地域内の回収量を最大化**するように検討いただきたい。

行政回収・集団回収の実施状況 ※資料3より再掲



※1 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（資料編）等

※2 行政回収、集団回収、民間回収について、本ガイドラインでは以下のように定義する。

- 行政回収：市区町村の直営または他市区町村・公社・民間業者等への委託により、市区町村自ら資源回収を実施すること。
- 集団回収：市民団体等が実施し、市区町村が用具の貸し出しや補助金等の交付等により関与する収集。
- 民間回収：アパレル企業やリユース事業者が実施する回収ボックス等による回収の取組。
なお、連携協定の締結等を通じた民間回収との連携は、公開情報から50件以上の事例が確認されている（令和8年7月時点）。

（出所）環境省「令和6年度一般廃棄物処理実態調査（令和8年3月）」を基に作成

（注記）・行政回収の実施自治体数・割合については、「全地域で回収（959件）」と「一部地域で回収（41件）」のいずれも含む。

・集団回収の実施自治体数・割合については、布類の集団回収量が0より大きい市区町村を集計対象としている。

本検討会においてご意見・ご助言をいただきたい点

- 本資料では、「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」の骨子案として、「目次（案）」及び「各章・各項における論点」をお示しする。
- なお、今後作成するガイドライン案（素案）の様式について、**本体資料は文書形式**で取りまとめ、要点を取りまとめた**概要版資料はスライド形式**で作成することを想定している。



- ✓ 「目次（案）」について、**構成としてのわかりやすさはどうか**。**不足している項目・視点はあるか**。
※ 「各章・各項における論点」において、**個別にご意見・ご助言をいただきたい点**をお示しする。
※ なお、ガイドライン作成にあたっては、自治体・事業者ヒアリングを実施し、具体的な事例を収集の上、参考情報・コラム等の形で適宜掲載していくことを想定している。
- ✓ 自治体による衣類回収の量・質の向上に向けて、特に**課題と考えられる事項（ガイドラインに示すべき内容）**はあるか。
（中でも、**自治体・事業者ヒアリングで深掘りが必要と考えられる事項はあるか**。）
- ✓ その他、ガイドライン策定に当たって必要と考えられる事項

2. ガイドラインの目次（案）

ガイドラインの目次（案）

・以下の章立て（案）、記載内容（案）で整理することはどうか。以降、章・項ごとに論点を記載する。

章立て（案）		記載内容（案）
1. 本ガイドラインについて		
1.1	はじめに	○ガイドライン策定の背景（繊維製品における資源循環ロードマップ、アクションプラン等の説明）、想定読者等に関して記載。
1.2	各主体に期待される役割	○使用済衣類回収に関わる各主体の役割について整理。
1.3	使用済衣類回収に取り組むことで期待される効果	○使用済衣類回収に取り組むことで期待される効果を記載（焼却量削減、環境負荷低減効果、生活者が脱炭素行動に取り組むきっかけ等）
1.4	自治体における回収量の目安	○「人口当たりの回収量」の実績や、「人口当たりの回収量」の目安を記載。
1.5	本ガイドラインの整理範囲	○ガイドラインの整理範囲として、行政回収・集団回収に限定せず、民間回収との連携を含むことを記載。
2. 自治体における回収方法について		
2.1	自治体による回収方法の種類・特徴	○回収方法（ステーション回収、戸別回収、拠点回収、集団回収等）の特徴、各自治体の回収方法の設定状況、実施事例や実施時のポイントを整理。
2.2	自治体と民間事業者が連携した回収方法の種類・特徴	○民間事業者と連携した回収方法（ボックス回収、店頭回収、郵送回収等）の特徴、民間事業者との連携体制において自治体が果たす役割、実施事例や実施時のポイントを整理。
2.3	回収対象・対象外品目の設定の考え方	○回収対象・対象外品目を設定・明示する理由を整理 ○対象とする品目基準の例示 ○回収対象外となり得る品目の類型及び除外理由の例示
2.4	衣類の専ら物としての取扱いの考え方	○専ら物に関する過去の環境省通知等の内容の紹介 ○各自治体の判断の状況（一般廃棄物処理実態調査の集計結果）、解釈事例等の紹介（ヒアリング結果等）
3. 持続可能で効果的な回収とするためのポイント		
	○衣類回収の検討手順をステップごとに整理し、新たに衣類回収を開始する場合、回収量拡大を目指す場合のポイントを整理	
4. 参考資料集		○関連資料の紹介（使用済衣類の回収に関するグッドプラクティス集等）や用語集等を記載。

行政回収における課題・解決方策の例と章立ての対応

- 資料 3 で整理した行政回収における課題について、**本ガイドラインの策定を通じて「解決方策の例」に示す方向性を後押し**する。
- 解決方策の例と対応する章立て（案）は、以下のとおりである。

「行政回収における課題・解決方策の例」、章立て（案）との対応

類型	課題	解決方策の例（章立て（案）との対応）
回収の実施体制の課題	✓ 回収を開始、回収体制を維持・拡大するにあたって、職員の人手や予算に制限がある	✓ 古紙等の資源物とあわせて回収を行う（または既に古紙等を回収する事業者へ委託する） ✓ 民間回収を行うリユース事業者等と連携する ✓ 市民団体等による集団回収を奨励・促進する 「2.1 回収方法」 「2.2 民間連携」 「3.ポイント」
	✓ 近隣に故繊維事業者が立地しない場合がある	✓ 民間回収を行うリユース事業者等と連携する（※再掲） ✓ 近隣の自治体と連携し、広域で回収を実施する 「2.2 民間連携」 「3.ポイント」
回収の“量”に関する課題	✓ 生活者にとって、利便性の高い回収場所がない	✓ 複数の回収方法を補完的に活用する（拠点回収とステーション回収をいずれも実施する等） 「2.1 回収方法」 「3.ポイント」
	✓ 生活者にとって、衣類をいつ・どこ・どのように排出すればよいかが分からない	✓ 回収方法をわかりやすく周知する ✓ 回収場所を調べやすくする（ホームページで一覧化等） 「3.ポイント」
	✓ 生活者が衣類を回収に出すメリットが感じられない	✓ 回収された後の活用方法やリユース・リサイクル実績を把握し、生活者に周知する 「3.ポイント」
回収の“質”に関する課題	✓ 衣類が資源であることの意識が低い（濡れ・汚れのある衣類等、回収不適物が混入する）	✓ 回収できる／できない品目をわかりやすく周知する ✓ ごみを想起する「資源ごみ」という用語の使用を避ける ✓ 回収物の残渣返却枠を設け、事業者による廃棄物処理費用を軽減する 「2.2 回収品目」 「3.ポイント」
	✓ 事業者への引き渡し後、適切に選別されずに輸出されてしまうケースがある	✓ 国内で適切に選別の上、リユース・リサイクルを実施している事業者を優先して、業務を委託する 「3.ポイント」

3. 各章・各項における論点

1.1 はじめに

- 本項では、**ガイドラインの策定の背景**として「繊維製品の廃棄による環境負荷の現状」や「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプランの策定」に関して、及び**想定読者**（自治体およびその関係主体）に関して、記載することを想定する。

ご意見・ご助言
いただきたい点

ガイドラインの冒頭でお示しする内容として、違和感や不足等はないか。

サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン（国のアクション 1-1）

4. サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン 1/6



① 方向性 全国どこでも分けて出せる 施策 衣類の回収システム・受け皿の整備 回収 ▶ リユース リサイクル

国のアクション 1-1. 行政回収による衣類資源の質・量の向上

- ◆ 衣類等の行政回収ガイドラインの策定等を通じた自治体による効果的な回収促進 → **注力テーマ**
 - ✓ 衣類等の行政回収ガイドラインを策定。策定後、内容について情報発信するとともに、「市町村の一般廃棄物処理事業 3 R に関するガイドライン」※¹に組み込み、着実な地域実装を推進する。
※¹ 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（資料編）等
- ◆ 行政回収にかかるコスト低減に向けた支援 → **注力テーマ**
 - ✓ 効率的な行政回収検討のための実証支援。
 - ✓ また、各自治体で排出されている廃棄物量等を把握いただき、それを踏まえ対策の検討を行っていただくためのファーストステップを支援。（例：組成調査の考え方を整理して技術的助言等を行う）
 - ✓ 検討された対策については、各自治体の衣類の回収の計画等に反映いただき、計画的な取組を実施いただくため、適切な働きかけ等を実施する。
- ◆ 資源循環自治体フォーラム等を活用した優良事例の発信、故繊維事業者を含めた関係者間のマッチング促進

期待されるアクション

自治体	✓ 行政回収の質・量向上に向けた調査、対策の検討、計画的な実施 ✓ 生活者が回収に協力しやすくするため、回収後のリユース・リサイクル等の実施状況を発信
事業者	✓ 故繊維事業者等において増加が見込まれる衣類の回収、選別、回収後のリユース・リサイクル等を実施
生活者	✓ お住いの地域での行政回収における回収に協力

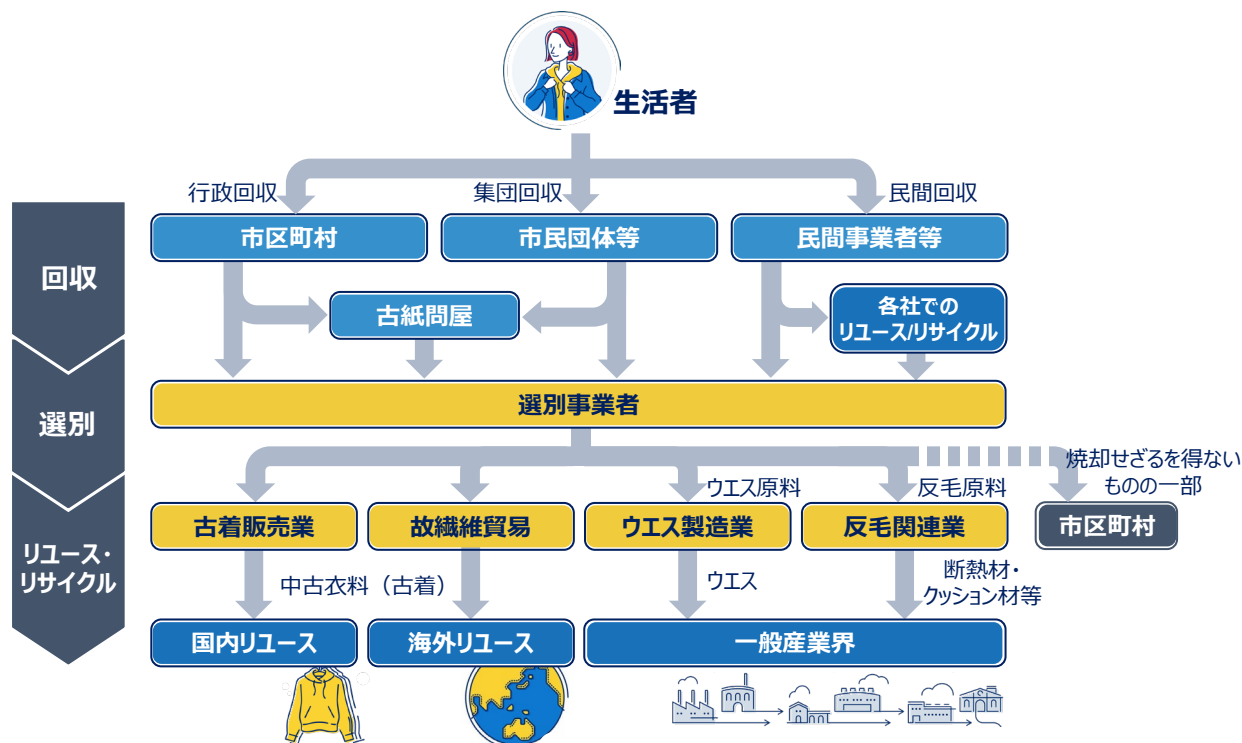
1.2 各主体に期待される役割

- ・本項では、衣類の回収・リユース・リサイクルの主な流れを示した上で、『回収』『選別』『リユース・リサイクル』の各段階において、**各主体（市区町村、都道府県、事業者等）に期待される役割**を記載することを想定する。

ご意見・ご助言
いただきたい点

下記の「作成時の留意点」も踏まえ、本項の内容の示し方は適切かどうか。
各主体に期待される役割として、特に重要と考えられる役割はあるか。

生活者から排出される衣類の回収・リユース・リサイクルの主な流れ



<作成時の留意点>

- ✓ 過年度の自治体へのヒアリングにおいて、行政回収後の再資源化を事業者（組合等）に一任し、自治体がリユース・リサイクルの実施状況の詳細が把握していない例が多かった。
- ✓ 以上を踏まえ、まずは回収・リユース・リサイクルの主な流れを記載の上、各段階で各主体とどのような連携が期待されるかという点も含めて、記載することが望ましいと考えられる。

（出所）環境省作成

（注）故繊維（古着・古布、繊維くず）を取り扱う、選別事業者・古着販売業・故繊維貿易商社・ウエス製造業・反毛製造業等の事業者を「故繊維事業者」と総称する。1社が複数の役割を担うこともある。

1.3 使用済衣類回収に取り組むことで期待される効果

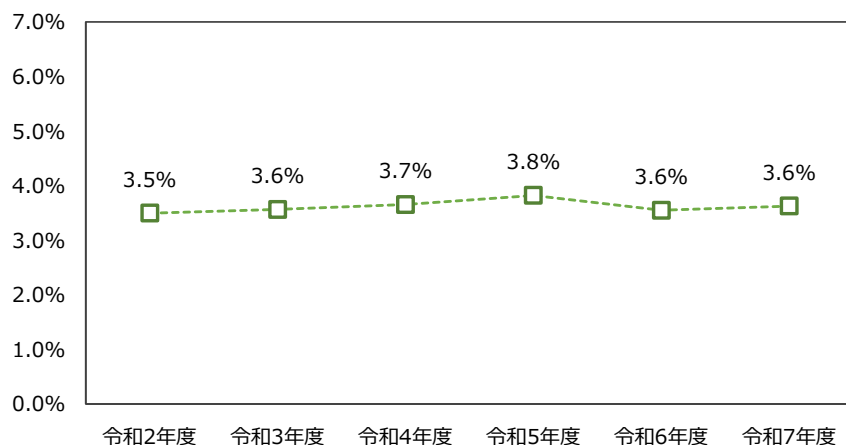
- 本項では、自治体が使用済衣類回収に取り組むことで期待される効果として、**焼却量の削減**や、**生活者が脱炭素行動に取り組むきっかけとなること**等を記載することを想定する。

ご意見・ご助言
いただきたい点

焼却量の削減や環境負荷低減効果、意識変容のきっかけ以外に、取り組むことで期待される効果はあるか。
※取組の効果については、自治体ヒアリングを通じても深掘りを予定。

可燃ごみ・不燃ごみ・混合ごみに含まれる繊維類の割合

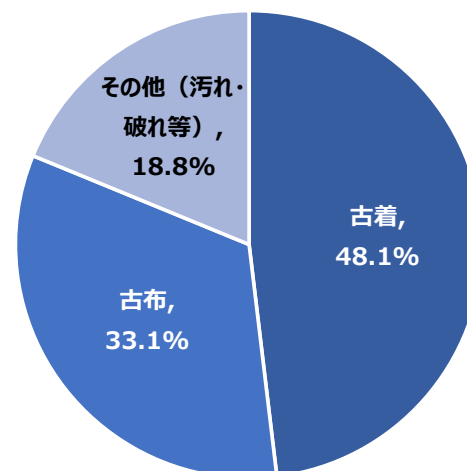
※湿重量ベース、5か年の移動平均



(出所) 環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の概要」
(全国8都市における組成調査)を基に推計

可燃ごみ・不燃ごみ・混合ごみに含まれる繊維類のうち、古着・古布の割合

※湿重量ベース、令和6・7年度調査の平均



(出所) 環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の概要」
(全国8都市における組成調査)を基に推計

1.4 自治体における回収量の目安

・本項では25%削減目標の達成の目安から、**目標が達成された際の「1人当たりの布類の資源化量」の目安**を推計し、各自治体の**現時点での「1人当たりの布類の資源化量」の実績と比較**の上、回収量を増加させる必要性を記載することを想定する。

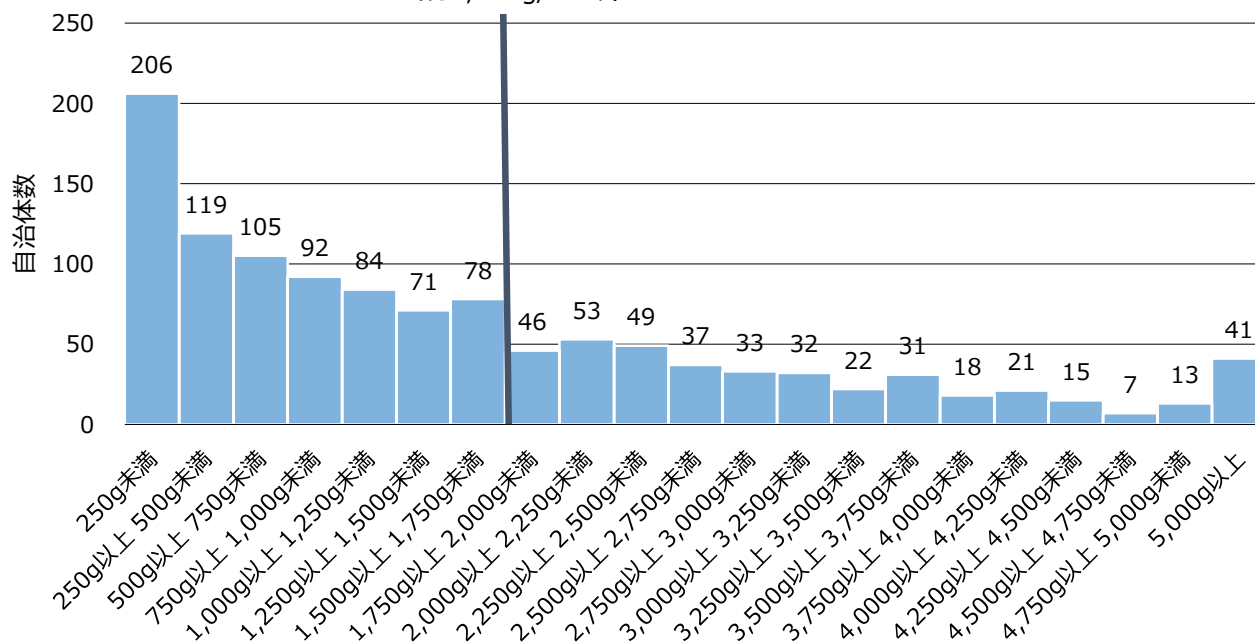
ご意見・ご助言
いただきたい点

下記の「作成時の留意点」も踏まえ、本項の内容の示し方は適切かどうか。
回収量を増加させる必要性の記載や、回収量増加に向けた取組方法について、より有効な方法はあるか。

行政回収・集団回収のいずれかを実施する自治体（1,173件）の「1人当たりの布類の資源化量」の現状、及び2030年の削減目標を達成した場合の「1人当たりの布類の資源化量の目安」

2030年の削減目標が達成された際の「1人当たりの布類の資源化量」の目安※

(約1,900g/人・年)



＜作成時の留意点＞

- ✓ 過年度の自治体へのヒアリングにおいて、回収量の増加に向けた取組として、予算面や回収事業者との調整の関係上、回収頻度の増加や回収タイミング（曜日等）の変更は困難という御意見があった。
- ✓ 以上を踏まえ、回収量を増加させるためには、生活者への回収場所・方法の周知や、回収対象品目の拡大等が有効になることが想定される。

(注) 基準年である2020年度時点の資源化量（2020年度版マテリアルフローで使用されている、2018年度実績）は、約18.9万t（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）。行政回収の目標の目安である約3.5万tの衣類の廃棄を削減するためには、約14%が焼却・埋立されること、資源物として回収される布類のうち約85.9%が古着であること（環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査の概要」を基にした推計値）を踏まえると、約4.8万tの布類の資源化量の増加が必要であり、達成されると約23.7万tの回収量となる。総人口約1.2億人で除すると、約1,900g/人・年となる。

1.5 本ガイドラインの整理範囲

- 本項では、使用済衣類を効果的に回収するためには、回収方法ごとの特徴を踏まえて複数の回収方法を組み合わせ、地域全体で回収の量・質を最大化させることが望ましいことを前提として、「行政回収」「集団回収」「民間回収との連携」を整理範囲とすることを記載することを想定する。

ご意見・ご助言
いただきたい点

本ガイドラインの策定の背景と方針を踏まえ、整理範囲に違和感や不足等はないか。

本ガイドラインの整理範囲に関する記載イメージ

- ✓ 既に回収を実施しているか、実施していないかに応じて、以下のような視点でご覧ください。

＜行政回収・集団回収のいずれも実施していない自治体：568市区町村の方＞

地域の実情にあわせて、いずれかの方法で衣類回収を開始するための参考資料として。

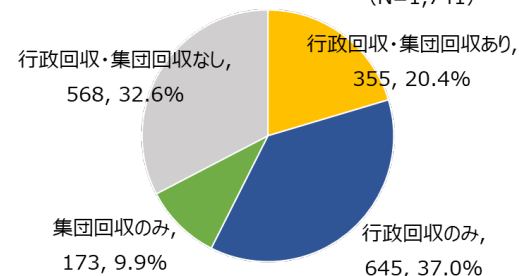
＜行政回収・集団回収のいずれかを実施している自治体：1,173市区町村の方＞

適正かつ効果的なリユース・リサイクルの実施に向けて、既に実施している回収を見直す、または他の回収方法も組み合わせ、地域内の回収量を最大化するための参考資料として。

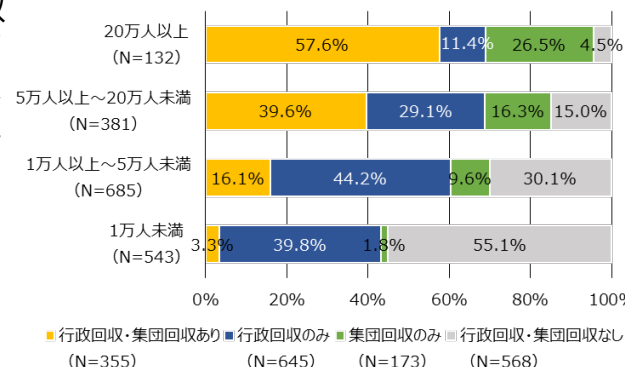
- ✓ 一方、行政回収・集団回収の実施状況を人口規模別に見ると、行政回収・集団回収のいずれも実施していない割合は、1万人未満の自治体で55.1%、1万人以上～5万人未満の自治体で30.1%と、人口規模が小さいほど回収を実施していない割合が高くなっています。このことから、回収に係る人手の不足等が、回収を開始する上での課題となることが想定されます。

- ✓ 近年は、民間回収を実施する事業者（アパレル企業やリユース事業者等）と連携協定を結び、官民連携で回収システムを作る例も多く確認されており、回収に係る人手が不足する等の場合には、民間回収との連携の方向性もご検討ください。

行政回収・集団回収の実施状況（2024年度）
(N=1,741)



人口規模別での行政回収・集団回収の実施状況



2. 自治体における回収方法について

2.1 自治体による回収方法の種類・特徴

- 本項では、**ステーション回収・戸別回収・拠点回収・集団回収等の特徴**について記載の上、各回収方法の実施事例やポイント、各自治体の回収方法の設定状況等について記載することを想定する。
- 必要に応じて、**複数の回収方法を組み合わせる可能性**についても記載を想定する。

ご意見・ご助言 いただきたい点

回収を実施していない自治体に対しては「地域の実情にあわせていずれかの方法で回収を開始いただく」ための検討材料として、実施している自治体に対しては「必要に応じて他の回収方法も組み合わせ、地域内の回収量を最大化する」ための検討材料として、回収方法の特徴等を紹介することを想定する。
本目的において、留意すべき点や、示すべき内容（各回収方法で想定される課題等）はあるか。

回収方法の特徴（メリット・デメリット等）の記載イメージ

■ステーション回収について

メリット	- ごみ収集時にも利用しているため、排出しやすい。 - 公共性が高く、生活者にとって安心して利用できる。 - 古紙等との一体収集により、収集運搬を効率化することができる。 - 通常のごみ区分の一環となるため、他の可燃ごみ等への混入が減る。
デメリット	- 分別区分を新設する場合は、コンテナ等設置費用等のコストを要する。 - 雨天時には排出できない等、生活者にとって排出タイミングに制限がある。 - ごみ収集と同様の形式の収集となるため、衣類が資源であるという意識が醸成されにくい。
その他 (留意点)	ステーションが無人の場合、持ち取り防止や・異物混入対策が必要となる。

<作成時の留意点>

- ✓ 過年度の自治体へのヒアリングにおいて、「拠点回収を、ステーション回収を補完する方法として位置付けている」、「行政回収においては収集場所・スペースや収集・運搬コストが課題」、「拠点回収以外は経費上難しい」、「衣類・布類はかさばるため、市役所等での拠点回収は実現のハードルが高い」等の御意見があった。
- ✓ 新規に行政回収・集団回収を開始する自治体の参考となるよう、既存の事例を参考に、各回収方法の課題も含めた特徴を記載することが望ましいと考えられる。

（参考）持ち取り防止対策については、資源物の持ち取りを禁止する条例を定める事例もあり、参考事例として適宜記載することを想定する。

例：「名古屋市家庭廃棄物等の持ち取りの防止に関する条例」（令和8年4月1日施行）

(https://www.city.nagoya.jp/shikouhou/res/projects/project_kouhou/page/_002/000/714/2000691_1.pdf)

2. 自治体における回収方法について

2.2 自治体と民間事業者が連携した回収方法の種類・特徴

- 本項では、**民間事業者と連携した回収方法の特徴**について記載の上、実施事例やポイント、民間事業者との連携体制において**自治体が果たす役割等**について記載することを想定する。

ご意見・ご助言 いただきたい点

民間事業者と連携した回収は、故繊維事業者の立地が少ないエリア（行政回収の空白地帯）における回収や、既に実施している行政回収や集団回収と組み合わせて、回収量を最大化する目的において有効と考えられる。本目的において、留意すべき点や、示すべき内容（想定される課題 等）はあるか。

民間事業者による回収方法の特徴の記載イメージ

回収方法	特徴
ボックス回収	回収ボックスを自治体施設や商業施設等の様々な場所に設置して、回収する方法。設置場所としては、以下のような例が挙げられます。 ＜設置場所の例＞ 市役所、駅ビル、商業施設、クリーニング店、ドラッグストア、ホームセンター、学校、保育施設、図書館、銀行、イベント会場 等
店頭回収	アパレル店舗等の小売店の店頭で、回収ボックスや手渡し等によって回収する方法。事業者にとっては、来店を促す手段ともなる。
郵送回収	利用者が衣類を梱包して郵送し、回収する方法。生活者が好きなタイミングで排出でき、幅広い地域から衣類を集められる。

<作成時の留意点>

- ✓ 過年度の自治体へのヒアリングにおいて、「補助金等によって民間事業者主体で回収してもらうことも可能性の一つ」、「補助金や実証事業等が実施できれば良いが手が回らないという実情」、「行政回収と組み合わせて、総合的に廃棄を減らしたい」等の御意見があった。
- ✓ 新規に民間事業者との連携を開始する自治体の参考となるよう、既存の事例を参考に、実施時のメリットや課題も含め、記載することが望ましいと考えられる。

2. 自治体における回収方法について

2.3 回収対象・対象外品目の設定の考え方

- ・本項では、「生活者の混乱防止・回収への参加率向上」「禁忌品の混入防止」「回収品の質の確保」の目的において、回収対象品目や対象外品目を設定し、明示することの必要性を記載することを想定する。
- ・なお、品目の設定に当たっては、地域の受入事業者（故繊維事業者等）との協議が必要であることに留意する。

ご意見・ご助言 いただきたい点

衣類の回収量を増加させる目的において、回収対象品はできる限り幅広く設定しつつ、リユース・リサイクルができない品目の混入を防ぐ必要がある。本目的において、本項の内容の示し方は適切かどうか。

禁忌品に関する記載イメージ

- ✓ 濡れ、汚れ、臭いがある衣類は、リユース・リサイクルできないだけでなく、一緒に排出された衣類を汚染する可能性があります。雨の降る恐れのある場合は次の回収で排出する等、排出時の注意事項を周知する必要があります。
- ✓ 空調服のようなリチウムイオン電池やケーブルが搭載されている衣類は、衝撃や破損によるLIBの発煙・発火等の事故を引き起こす可能性があります。等

品目の記載イメージ（※対象外品目の場合）

	品目	理由
リユースしにくい品目 ※リサイクルできる場合等、選別後の取扱い方法によって、対象品目とされる場合もあります。	下着類	衛生上、リユースできないため。
	企業・学校の制服・作業服	セキュリティ上、リユースできないため。
	着物	リユース品としての需要が少ないため。
	冬物衣類	主な輸出先である東南アジアで需要が少ないため。
	衣類以外の布類	衣類のみをリユース品として扱う事業者の場合、受入れられない可能性がある。
	...	...
リサイクルしにくい品目 ※リユースできる場合等、選別後の取扱い方法によって、対象品目とされる場合もあります。	羽毛製品	ウエス化、反毛化できないため。
	綿入りの製品	ウエス化、反毛化できないため。
	化学繊維の製品	ウエスによるリサイクルの場合、天然繊維に比べて吸水性・吸油性に劣るため。
	革製・合皮製の製品	ウエス化、反毛化できないため。
	...	...

＜作成時の留意点＞

- ✓ 過年度の自治体へのヒアリングにおいて、「羽毛布団を濡らさずに保管できる場所の確保が課題」、「綿(わた)が含まれる衣類や革製品は焼却処理を行っているため、再生手法についての調査が必要」等の御意見があった。
- ✓ 過年度の故繊維事業者へのヒアリングにおいて、「集めたい品目（古着全般等）」と「集めたくない品目（禁忌品やリユース・リサイクルしにくい品目等）」について、確認を行っている。
- ✓ 回収対象品はできる限り幅広く設定しつつ、リユース・リサイクルができない品目の混入を防ぐため、適切な記載方法に留意する必要がある。

※実際には地域の受入事業者（故繊維事業者等）と協議の上で、品目を決定することが必要。

2.4 衣類の専ら物としての取扱いの考え方

- ・本項では、衣類の専ら物としての取扱いについて自治体の参考となるよう、各自治体の判断の状況や解釈事例、過去の環境省の通知・事務連絡等、及び適正処理の担保方法を紹介することを想定する。

ご意見・ご助言
いただきたい点

専ら物としての取扱いについての理解の促進、適正処理の担保等の目的において、本項の内容の示し方は適切かどうか。

専ら物の取扱いに関する判断事例の記載イメージ ※資料3の再掲

A市	✓ 排出する市民目線の分かりやすさを優先し、化学繊維も含み、専ら物としての取扱いを認めている。 ✓ <u>一般家庭から排出されることを大前提とし、処理・再生できるルートが確立されているかを判断基準としている。</u>なお、専ら物も廃棄物に変わらないため、引き渡し先の資源物業者と、その売却先の故繊維事業者¹に訪問し、処理状況を確認している。
B市	✓ 化学繊維も含み、専ら物としての取扱いを認めている。 ✓ 小売店などによる回収の場合、<u>再生ルートが構築されているか（施設の有無、持込先の所在地等）</u>を基に判断している。具体的には、<u>再生ルートに沿った衣類・金銭の動き</u>について、聞き取り、もしくは資料提出いただき、判断している。 ✓ 判断においては、インターネット等の公開情報と事業者からの提供情報を確認している実態であり、<u>故繊維事業者に関する情報が限定的であることが課題</u>である。
C市	✓ 天然繊維については専ら物として認めており、化学繊維に関する専ら物の判断は「明確にはしていない」が、実態としては専ら物として扱われている。 ✓ 一般廃棄物の収集運搬の許可を持たない事業者から、「ボタンやファスナーなどの付属物が含まれる場合の（<u>専ら物として取り扱える</u>）比率」について問合せがあるが、<u>明確に回答できていないことが課題</u>である。

<作成時の留意点>

- ✓ 適正処理の担保方法については、過年度の自治体へのヒアリングにおいて、「古紙問屋・故繊維事業者を訪問し処理状況を確認」、「定期的に意見交換を行っている」、「受入事業者に一廃の収集運搬許可を取得いただいている」等の御意見があった。
- ✓ 衣類の専ら物としての取扱いについて明確化していない自治体の参考となるように、既存の事例を参考に、専ら物に関する考え方を記載することが望ましいと考えられる。

（出所）環境省調査における自治体への聞き取り結果を基に作成

（注）上記の事例は、自治体における個別判断事例であり、化学繊維を含む衣類が一律に専ら物に該当することを示すものではない。

衣類回収の検討手順

・本項では、新たに衣類回収を開始することを想定した場合の手順・検討項目を整理しつつ、既に行政回収を実施している自治体も、回収量拡大に向けたポイントを把握できるよう検討する。

ご意見・ご助言
いただきたい点

衣類回収の検討手順として、違和感や不足等はないか。

検討手順の記載イメージ

※★マークは、既に衣類回収を実施している自治体においても参照いただきたい箇所

STEP 01 衣類回収の現状把握 と課題整理

- 自治体内の使用済衣類の発生・処理の実態把握（回収量や可燃ごみ混入量 等）
- 市民アンケート等で排出実態・ニーズを把握（環境省アンケートも参考に）
- 地域内の故繊維事業者等の立地や、集団回収等の実施主体の状況・課題を整理

STEP 02 衣類回収の目標・方針 の検討

- 資源化の基本方針を検討（リユースは民間に委ねる、近隣自治体と連携して回収 等）
- 行政・事業者・地域団体・小売等の役割分担（行政回収/民間回収）を整理
- 使用済衣類の回収量や可燃ごみ削減量の目標を検討（★）
- 専ら物の取扱い方針の検討（★）

STEP 03 衣類回収の 具体スキームの設計・協議

- ステーション回収・拠点回収・集団回収等の回収方式を選定（2.1を踏まえて）
- 収集運搬事業者等との運搬ルート設計（古紙との一体回収や、一時保管施設・選別拠点活用等の工夫）
- 故繊維事業者等と回収対象／対象外品目・分別ルールを具体化（★）
※国内で適切に選別の上、リユース・リサイクルを実施している事業者を優先して、業務を委託

STEP 04 実施に向けた関係者との 協議・契約

- 行政回収分の委託仕様・入札要件（再資源化率、適正処理の証跡提出等）を整理（★）
- 契約金額・単価体系（逆有償条件・残渣返却枠など）を事業者と事前協議（★）

STEP 05 生活者への情報発信

- 回収方法や回収品目を周知する（★）
- ごみや回収対象外品目の混入を防ぐための周知方法や工夫を検討する（★）
- 持ち取り防止対策を検討する

STEP 06 本格実施後

- 行政回収分のリユース/リサイクル/処理状況について、事業者から定期的に報告を受ける（★）
- トレーサビリティ情報（処理先・処理方法・比率）を整理し、可能な範囲で地域住民に開示する（★）
- 民間回収分についても、専ら物スキームの継続性・適正処理状況を定期的に確認する（★）
- 処理困難物返却枠の運用状況や費用を点検し、関係者と協議しつつ制度・契約を見直す（★）

＜作成時の留意点＞

- ✓（STEP 01）過年度の自治体へのヒアリングにおいて、組成調査によって可燃ごみ中にリサイクル可能な衣類が混入している状況を把握し、回収に取り組んでいる自治体の事例が確認されている。
- ✓（STEP 02）衣類回収についての方針が検討されている事例として、東京都港区は一般廃棄物処理基本計画（第3次）において、「資源回収の拡大」の取組の一環として「古着の拠点回収の拡大」や「マンションとの協働による資源回収の拡大」等に取り組むとしており、集団回収においては古着を回収促進品目の一つに位置付けている。
- ✓（STEP 04）過年度の故繊維事業者へのヒアリングにおいて、回収物の残渣返却枠の設定ニーズが多数確認されている。
- ✓（STEP 05）過年度の自治体へのヒアリングにおいて、対象外品目が混入した際、ステッカーを貼付し再分別を促す事例が確認されている。
- ✓ それぞれの手順を説明するにあたって、上記のような具体的な事例や課題等を記載することが望ましいと考えられる。